

大津市ケアラーに対する支援の推進に関する条例(案)の概要について

条例の制定に向けて

大津市議会では、少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、さらには家族の役割の変化の中で、家族のケアの問題が大きくなっており、ヤングケアラーを始め、仕事をしながらケアを担うワーキングケアラーやケアと子育てを同時に担うダブルケアラー、高齢者が高齢の配偶者や親などをケアする老老介護や障害を持つ子に対する老障介護を担う高齢のケアラーなど、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかることによって負担が重い状態になっていることに鑑み、ケアラーに対する支援の推進を図るため、ケアラーに対する支援の推進に関する条例を策定すべきと判断しました。

そして、令和7年5月に政策検討会議を立ち上げ、これまで11回にわたり協議、検討を進めてきました。

条例（案）の概要

条例は、前文と第1条から第13条までで構成しています。その概要は、次のとおりです。

前文

前文では、社会全体でケアを支え合うことが重要であるため、全ての市民がケアについて正しく理解し、行政、市民等、事業者、関係機関、学校等、民間支援団体等が一体となって支援することで、その支援があまねくケアをする人へ届き、また、ケアを必要とする人への更なる支援となり、ケアをする人及びケアを必要とする人の双方が、自分らしく生きることができる大津をつくること目指し、この条例を制定することを規定したものです。

第1条 目的

第1条では、目的として、ケアラー支援に係る基本理念を定め、並びに市の責務並びに市民等、事業者、関係機関及び学校等の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラー支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラー及びケアを必要とする人の双方が自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現に寄与することを規定したものです。

第2条 定義

第2条では、定義として、ケア、ケアラー、ヤングケアラー、ワーキングケアラー等の用語の意義を規定したものです。

第3条 基本理念

第3条では、ケアラー支援に係る基本理念として、次に掲げる事項を規定したものです。

- ① 全てのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができるようにすること。
- ② 個々のケアラーの意向に十分配慮すること。
- ③ ケアラー及びケアを必要とする人並びにこれらの者の家族のいずれに対しても充実した支援になるようにすること。
- ④ 市、市民等、事業者、学校等を含む関係機関、民間支援団体等の多様な主体がそれぞれの責務又は役割を果たし、相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われるべきものであること。
- ⑤ 支援を必要とするケアラー及び潜在的なケアラーが早期に発見されるよう社会全体で努めるべきものであること。

第4条 市の責務

第4条では、市の責務として、次に掲げる事項を規定したものです。

- ① 第3条の基本理念にのっとり、ケアラー支援を取り巻く課題が多岐にわたることに鑑み、関係する部局が相互に有機的な連携を図りながら、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するもの
- ② ケアラー支援に関する施策を円滑に実施することができるよう、市民等、事業者、学校等を含む関係機関、民間支援団体等と相互に連携し、及び協力するもの
- ③ ケアラー支援に関する施策を担当する部局における事業計画において、当該施策を充実させるもの
- ④ 支援を必要としているケアラーについて早期かつ適切に実態を把握するもの

第5条 市民の役割

第5条では、市民等の役割として、第3条の基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラーが孤立することのないよう十分配慮するとともに、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めることを規定したものです。

第6条 事業者の役割

第6条では、事業者の役割として、次に掲げる事項を規定したものです。

- ① 第3条の基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるもの
- ② 従業員がワーキングケアラーである可能性があることを認識し、当該従業員がワーキングケアラーであると認められるときは、その勤務を行うに当たっての休暇制度の整備、柔軟な働き方等の配慮、ケアによる離職の防止に向けた取組、ケアラー支援に係る情報の提供その他必要な支援を行うよう努めるもの
- ③ 市、関係機関、民間支援団体等と積極的に連携するよう努めるもの

第7条 関係機関の役割

第7条では、関係機関の役割として、次に掲げる事項を規定したものです。

- ① 第3条の基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、市が実施するケアラー支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるもの
- ② 日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、当該関わりのある者がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの健康状態及びその置かれている生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるもの
- ③ 支援を必要とするケアラーに対し、ケアラー支援に係る情報の提供、適切な支援を行う他の関係機関、民間支援団体等への案内又は取次ぎその他当該ケアラーの家族を含む包括的な支援を行うよう努めるもの

第8条 学校等の役割

第8条では、学校等の役割として、次に掲げる事項を規定したものです。

- ① 第7条第2項に定めるもののほか、園児、児童、生徒又は学生等のうち潜在的なヤングケアラー及び若者ケアラーの把握に努めるもの
- ② 第7条第3項に定めるもののほか、ヤングケアラー又は若者ケアラーであることにより教育の機会が奪われることのないよう、積極的に当該ヤングケアラー及び若者ケアラーと対話し、必要な支援に努めるもの

第9条 広報活動等

第9条では、市は、次に掲げる事項に係る広報活動、啓発活動その他必要な施策を講ずることを規定したものです。

- ① ケアラーが自らの置かれている状況について気付き、正しく理解し、及び適切な支援を求められること。
- ② 市民等、事業者及び学校等を含む関係機関に対し、ケアラーの置かれている状況についての理解及びケアラー支援に関する知識が深まり、社会全体としてケアラー支援が推進されること。

第10条 連携に係る枠組み

第10条では、市は、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、第4条第1項に規定する有機的な連携及び同条第2項に規定する相互の連携を図るための枠組みを設けることを規定したものです。

第11条 施策に係る協議の場

第11条では、市は、ケアラー支援に関する施策が適切かつ効果的なものとなるよう、及び第4条第3項の規定に基づく施策の充実を図るため、ケアラー及びその関係者に積極的に意見を聴き、当該施策の実施状況等を共有するための協議の場を設けることを規定したものです。

第12条 施策推進に係る指標等

第12条では、市は、第10条及び第11条の規定よりケアラー支援に関する施策の計画的な実施を図るため、当該施策の推進の評価に係る指標等を定めることを規定したものです。

第13条 財政上の措置

第13条では、市は、ケアラー支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずることを規定したものです。

附則

附則では、この条例の施行期日を令和9年4月1日とすることを規定したものです。